

倉ヶ谷戸自治会及び川越いもの子作業所に おける災害時相互援助協定書

倉ヶ谷戸自治会（以下「甲」という）と社会福祉法人皆の郷川越いもの子作業所（以下「乙」という）は、災害時に際し、相互援助するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、不時の災害発生時（地震・風水害・火災等）に、甲と乙とは協調を図り、相互に援助活動を行うことにより、損害を未然に防止あるいは最小限にとどめることを目的とする。

（通報）

第2条 甲または乙に火災等災害が発生した場合、甲及び乙は、直ちに消防署等に通報するとともに、甲または乙に通報し、協力を依頼するものとする。

（初期消火、避難誘導）

第3条 甲及び乙は、消防隊が到着するまでの間、初期消火を行い、被害を最小限にとどめるよう努めるとともに、甲の住民あるいは乙の利用者を安全な場所まで避難誘導を行うものとする。

（避難場所の提供）

第4条 甲及び乙は、災害時の安全を確保するため、必要に応じ、敷地や建物を避難場所として提供するものとする。

（奉仕）

第5条 甲及び乙の援助活動は、奉仕によるものとする。

（連絡会議）

第6条 甲及び乙は、相互に情報交換を行い、災害時に迅速に対応できるよう、原則として、年1回連絡会議等を開催するものとする。

（疑惑等の解決）

第7条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙双方で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成 23年 3月 5日

甲 川越市自治会連合会霞ヶ関支会倉ヶ谷戸自治会
自治会長

乙 社会福祉法人皆の郷 川越いもの子作業所
理事長 町田初枝